

●Zenken

第46回定時株主総会 招集ご通知 全研本社株式会社

(証券コード：7371)

開催日時 2022年9月27日(火曜日) 午前10時

開催場所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド
コンファレンスセンター ルームA・B

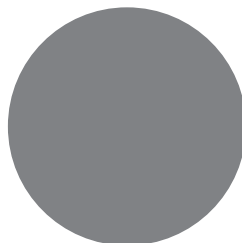
決議事項 第1号議案 定款一部変更の件(1)
第2号議案 定款一部変更の件(2)
第3号議案 取締役5名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件

議決権行使期限

2022年9月26日(月曜日)午後6時10分

CONTENTS

第46回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	13
連結計算書類	30
計算書類	33
監査報告書	36



新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、健康状態にかかわらず可能な限り会場へのご来場を見合わせていただき、郵送またはインターネット等による、事前の議決権行使をご検討くださいますよう強くお願い申し上げます。

また、当日は会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の対策をいたしますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 7371
2022年9月9日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目18番1号
住友不動産新宿セントラルパークタワー

全研本社株式会社

代表取締役
社 長 **林 順之亮**

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）により事前の議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、本招集ご通知3・4頁に記載のご案内に従い、2022年9月26日（月曜日）午後6時10分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年9月27日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター ルームA・B
3. 目的事項
報告事項
 1. 第46期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第46期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件（1） |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件（2） |
| 第3号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.zenken.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結注記表」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.zenken.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

インターネット又は郵送による議決権行使について

株主総会にご出席いただけない場合、次のいずれかの方法により議決権をご行使いただくことができます。議決権は行使期限の2022年9月26日（月曜日）午後6時10分までにご行使ください。

なお、2022年9月17日（土曜日）午前5:00より2022年9月20日（火曜日）午前5:00までは、システムメンテナンスのため「スマート行使」ウェブサイト及び「議決権行使ウェブサイト」がご利用いただけませんのであらかじめご了承ください。

1. インターネットによる議決権行使

(1) 「スマート行使」による方法

- ①同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコード*¹をスマートフォン等*²にてお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って賛否をご入力ください（議決権行使コード（ID）及びパスワードのご入力は不要です）。
- ②「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。
議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記（2）の方法により再度ご行使いただく必要があります。

(2) 議決権行使コード（ID）・パスワード入力による方法

- ①当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード（ID）及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- ②議決権行使コード（ID）及びパスワード（株主様に変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- ③パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社（株主名簿管理人）よりおたずねすることはありません。
- ④パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

2. 郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。ご返送の際は同封の記載面保護シールをお使いになれます。

3. その他

- (1) 議決権行使は行使期限内に当社（株主名簿管理人）に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。
- (2) 議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- (3) インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- (4) インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

4. お問い合わせ先について

ご不明の点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル **0120-768-524**（年末年始を除く 9：00～21：00）

以上

※ 1. 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※ 2. QRコードを読み取るアプリケーション（又は機能）が導入されていることが必要です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件（1）

1. 提案の理由

当社が、介護事業等を事業目的とする全研ケア株式会社を完全子会社として設立したことに伴い、同社の事業目的を、当社の事業目的に追加・変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～32. (条文省略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～32. (現行どおり) <u>33. 介護保険法に基づく居宅サービス事業</u> <u>34. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業</u> <u>35. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業</u> <u>36. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業</u> <u>37. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業</u> <u>38. 介護保険法に基づく介護予防支援事業</u> <u>39. 介護保険法に基づく施設サービス事業</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	40. <u>介護保険法第115条の45第1項第1号の訪問・通所・生活支援・介護予防支援事業及び同項第2号の一般介護予防事業</u>
(新設)	41. <u>有料老人ホーム運営事業</u>
(新設)	42. <u>老人用住宅の賃貸及び管理運営事業</u>
(新設)	43. <u>医療機器、福祉用具、介護用品及び介護機器の販売、修理及びレンタル事業</u>
(新設)	44. <u>人材の育成、職業適性、能力開発のための教育及びカウンセリング業務</u>
(新設)	45. <u>研修、セミナー、講演会、講習会等の各種催事の企画、立案、実施、運営及びそれらに関するコンサルティング業務</u>
(新設)	46. <u>国際教育の交流及び普及並びに異文化理解の促進のための事業</u>
33. 前各号に附帯関連する一切の業務	47. 前各号に附帯関連する一切の業務

第2号議案 定款一部変更の件（2）

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(附則)</p> <p>① 定款第17条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>② 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう取締役を1名減員し、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	はやし じゅんのすけ 林 順之亮 (1965年7月20日生)	1984年4月 インターナショナルラーニングシステムズジャパンリミテッド 1992年3月 株式会社ライトスタッフ 1997年4月 株式会社アントレ設立 代表取締役 2001年12月 サイバーイ株式会社（現 当社） 事業部長 2004年11月 株式会社平成健康物語設立(現 株式会社シェアリング・ビューティー) 代表取締役 2006年1月 当社入社 2013年10月 当社常務取締役 2014年6月 当社代表取締役社長（現任） 2015年7月 ハピライズ株式会社 (現 株式会社サンマリエ)代表取締役	1,388,900株
2	わしや まさき 鷺谷 将樹 (1982年1月9日生)	2005年12月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 2015年1月 株式会社インデックス 2017年4月 当社入社経営企画部長 2019年9月 当社取締役管理本部長（現任）	110,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	まつしま せいご 松島 征吾 (1973年11月19日生)	1994年 4月 株式会社ライトスタッフ 2005年 6月 当社入社 2006年12月 当社営業部長 2016年 5月 当社取締役eマーケティング事業本部長 (現任)	298,300株
4	うえおく よしかず 上奥 由和 (1968年 6月10日生)	1997年 7月 株式会社ワット・トラベル (現 エキサイトT&E株式会社) 2002年 4月 株式会社エル・インターフェース 2005年 2月 当社入社 2019年 6月 一般社団法人海外留学協議会 理事 (現任) 2019年 9月 当社取締役リングージ 事業本部長 (現任) 2022年 4月 全研ケア株式会社代表取締役 (現任) 【重要な兼職の状況】 全研ケア株式会社 代表取締役	109,100株
5	ますぶち ゆういちろう 増淵 勇一郎 (1972年 4月22日生)	2004年10月 弁護士法人名川・岡村法律事務所入所 2009年 7月 AZX総合法律事務所入所 2012年 1月 AZX総合法律事務所 パートナー弁護士 (現任) 2019年 9月 当社取締役 (現任) 【重要な兼職の状況】 AZX総合法律事務所 パートナー弁護士	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
 2. 増淵勇一郎氏は社外取締役候補者であります。
 3. 増淵勇一郎氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化につながるものと期待し、社外取締役候補者いたしました。
 4. 増淵勇一郎氏の社外取締役就任年数は、本総会の終結の時をもって3年です。
 5. 当社は、増淵勇一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 6. 増淵勇一郎氏が社外取締役に選任され就任した場合、当社は同氏との間で、当社の定款に基づく責任限定契約を継続する予定であります。この契約内容の概要は、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とするというものであります。

7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約は、被保険者がその地位に基づく職務の遂行に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害について填補の対象とするものであります。各取締役候補者は、選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役保科衛氏は本総会の終結の時をもって辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
うえはら こういち 上原 浩一 (1961年6月9日生)	1985年4月 タイムティー・アイ・コミュニケーションズ株式会社 2006年2月 当社入社 2007年10月 当社タイムライフ事業部長 2012年4月 当社コーポレート事業部長 2017年2月 当社内部監査室長	一株

- (注) 1. 候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約は、被保険者がその地位に基づく職務の遂行に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害について填補の対象とするものであります。監査役候補者は、選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
<p>みやま みや 深山 美弥 (1972年6月13日生)</p>	2002年10月 検事任官	<p>－株</p>
	2013年7月 株式会社産業革新機構 コンプライアンス室長	
	2016年7月 検事退官 弁護士登録（第一東京弁護士会所属） シティユーワ法律事務所（現任）	
	2020年6月 一般社団法人 日本国際協力システム監事（現任）	
	2021年6月 東鉄工業株式会社 社外取締役（現任）	
	2022年3月 ルネサスエレクトロニクス株式会社 社外監査役（現任）	
	<p>【重要な兼職の状況】</p> <p>シティユーワ法律事務所 弁護士 東鉄工業株式会社 社外取締役 ルネサスエレクトロニクス株式会社 社外監査役</p>	

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 深山美弥氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏が監査役に就任の際は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
3. 深山美弥氏は、東京地方検察庁検事等を歴任後、現在は弁護士として活躍されており、法曹界における豊富な経験と識見を有しております。当該経験・識見を活かして監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査役候補者としております。
4. 深山美弥氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約は、被保険者がその地位に基づく職務の遂行に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害について填補の対象とするものであります。深山美弥氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令等により、経済活動への影響が避けられない状況もありましたが、ワクチン接種の進展等の感染拡大防止策により、2022年3月に全てのまん延防止等重点措置が解除され、今後の経済正常化が期待されておりました。しかし、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の再拡大への懸念や、ロシアによるウクライナ侵攻などの地政学リスクの上昇、原材料価格の上昇等もあり、世界経済は先行き不透明な状況が続いており、国内景気や企業収益に与える影響についても依然として先行きの見通しが不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループにおきましても、ITセグメント（コンテンツマーケティング事業、メディア事業、AI事業）と語学セグメント（法人向け語学研修事業、留学斡旋事業、日本語教育事業）を中心に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大等の影響を一定程度受けておりますが、当社グループが持つ「IT」「語学」の各事業の強みを活かし、グローバル・インバウンド（日本国内における国際化）に向けた事業展開を推進してまいりました。なお、「英会話スクール事業」を、2021年10月1日に、NOVAホールディングス株式会社（本社：東京都品川区、代表取締役：稲吉 正樹）に事業譲渡しております。また、海外介護人材事業に参入するため、2022年4月1日に全研ケア株式会社（当社の100%出資子会社）を新たに設立し、株式会社ヒノキヤレスコ（本社：東京都文京区、代表取締役社長：上村 耕一）より有料老人ホーム運営事業等を2022年7月1日に譲受ける事業譲受契約を2022年3月16日に締結しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は7,705,619千円と前年同期と比べ1,489,041千円（24.0%）の増収、営業利益は2,341,171千円と前年同期と比べ1,067,347千円（83.8%）の増益、経常利益は2,349,708千円と前年同期と比べ1,029,694千円（78.0%）の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は1,584,198千円と前年同期と比べ627,394千円（65.6%）

の増益となりました。なお、当連結会計年度の期首から、収益認識会計基準を適用しておりますが、業績全体に与える影響は軽微であります。

〈ITセグメント〉

ITセグメントが属するインターネット広告の市場規模について2021年におきましては、2兆7,052億円（前年比21.4%増）となり、マスコミ四媒体（「新聞広告費」「雑誌広告費」「ラジオ広告費」「テレビメディア広告費」）の広告費（2兆4,538億円）を初めて上回りました。また、日本の総広告費におきましても6兆7,998億円（前年比10.4%増）となり、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴う、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令により、大きな影響を受けたものの、「第32回オリンピック競技大会（2020/東京）」による広告需要の後押しもあり、広告市場の成長につながりました（出所：株式会社電通「2021年 日本の広告費」）。なお、引き続き動画広告市場の拡大等などにより、インターネット広告市場は成長する見込みです（出所：株式会社CARTA COMMUNICATIONS 株式会社D2C 株式会社電通 株式会社電通デジタル「2021年 日本の広告費 インターネット広告媒体費 詳細分析」）。

上記のように、市場全体において成長を示す一方、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の再拡大への懸念や、ロシアによるウクライナ侵攻などの地政学リスクの上昇、原材料価格の上昇等もあり、依然としてITセグメントが属するインターネット広告市場においても先行きは不透明な状況にあります。

当セグメントにおきましては、主にWEB検索市場におけるマーケティング戦略を通じ、クライアントに対する集客支援を展開する「コンテンツマーケティング事業」を中心としております。

当該事業では、2022年6月期において400を超えるメディアを公開するとともに、1,300を超えるメディアを安定的に運用（平均継続期間37.9カ月）しております。当連結会計年度においては、主要なサービス提供先の一つである住宅業界において、ウッドショックの影響等による広告費削減により、新規メディアの受注減少や運用メディアの解約が増加しました。しかし、一方で、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の影響を受け、展示会等で集客を行っておりましたBtoB（電気・機械等）の業種に対して、WEBを利用したマーケティング戦略の提案により、新たな顧客の獲得につながりました。この結果、「コンテンツマーケティング事業」の年間公開メディア数は前年に及ばなかったものの、BtoB

(電気・機械等)の業種に係るメディアは既存のメディアと比較して規模が大きく売上高の増加に貢献したことにより、「コンテンツマーケティング事業」の売上高は3,669,337千円となりました。

また、当期においては、AI事業で子会社の株式会社サイシードが開発した新型コロナウイルスワクチン接種専用予約管理システムの販売が好調でした。当該システムでは、住民が、WEBブラウザ・LINE・電話（自動音声）といった様々な手段で接種予約を行うことができ、それぞれの接種予約は、自治体（事務局）側で一元管理が可能となっています。なお、オペレーターが住民から電話を受けて、代わりに接種予約することも可能です。また、住民からの問い合わせに自動で対応するAIチャットボットも標準で搭載しております。当該システムの提供は、2021年3月から開始しておりますが、この1年間でシステムを提供した実績のある自治体は200以上、職域接種においてシステムを提供した実績のある団体は100以上となり、当該予約管理システムに関して1,346,381千円の売上を計上しております。

その結果、ITセグメントの売上高は6,235,718千円と前年同期と比べ1,589,890千円（34.2%）の増収、セグメント利益は2,568,639千円と前年同期と比べ925,832千円（56.4%）の増益となりました。

〈語学セグメント〉

当セグメントが属する語学教育業界においては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を引き続き大きく受けております。そこで、成長戦略の柱となる事業に経営資源を集中することを目的として、英会話スクール事業を2021年10月1日にNOVAホールディングス株式会社（本社：東京都品川区、代表取締役：稲吉 正樹）に譲渡いたしました。また、当該事業譲渡に伴い、主に英会話スクール事業の教材を仕入れておりましたダイレクトイングリッシュ・ジャパン株式会社を、2021年12月31日に当社を吸収合併存続会社として吸収合併しております。

主力である、法人向け語学研修事業においては、対面型の法人向け語学研修事業からオンラインでの研修形態への切り替えや、「中学・高校向けオンライン英会話授業」の推進（学生が家庭においてもレッスン受講できる環境の整備等）を図ってまいりました。また、各国政府による外出制限や渡航制限措置の緩和などに伴い、留学生の出入国も徐々に増加してきております。運営する日本語学校においても、2022年4月以降、学生が増加しております。

その結果、語学セグメントの売上高は713,240千円と前年同期と比べ129,435千円（15.4%）の増収、セグメント利益は30,787千円と前年同期と比べ69,372千円（前期はセグメント損失38,584千円）の増益となりました。

〈不動産セグメント〉

当社グループの不動産セグメントにおきましては、「全研プラザ」、[Zenken Plaza II]の賃貸を中心に行っております。

その結果、不動産セグメントの売上高は461,045千円と前年同期と比べ13,341千円（3.0%）の増収、セグメント利益は314,025千円と前年同期と比べ10,619千円（3.5%）の増益となりました。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① 人材の確保と育成

当社グループが、事業を拡大、経営の強化を実現していく上で、人材の確保・育成は不可欠であります。広報活動による情報発信等を行い、優秀な人材が当社グループに対して魅力を感じるようにするとともに、人材が最大限に能力を発揮できるような働き方や職場環境作り等を通じ、中長期的な持続的成長を目指してまいります。

② 新規事業の展開

現在、ITと介護の分野で新規事業としての海外人材事業を展開しております。この事業では、生産年齢人口の減少による労働力不足を解消するために、海外の人材市場に着目しました。

・海外IT人材事業

当社は、2019年にインドIT都市ベンガルールにZENKEN INDIA LLPを設立し、現地にある工科大学と連携しました。そこでは、ジャパンキャリアセンターを大学内にオープンし（2021年にはオンラインキャリアセンターもオープン）、現地の学生と日本企業のマッチングを進めております。2022年6月までの実績としては、現地34校と提携し、人材登録者数は11,000人を超え、取引実績企業数112社、内定人員は202人となっております。今後は、IT人材不足に悩む全国各地の企業にも展開すると同時に、現地提携校と連携しながら人材登録者数を増大させ、事業を拡大していきます。

・海外介護人材事業

当社は、インドネシアの送出機関と独占契約を締結し、現地での日本語教育・介護教育体制を整えました。また、日本の受入先事業者が海外介護人材をどのように受入れるのか、フラグシップモデルとなる介護施設の運営を開始いたします。今後は、フラグシップ施設で受入先事業者が抱える課題へのソリューションを体現し、新たな顧客の開拓を図ることで、事業を拡大していきます。

今後も上記事業のみならず、継続して新規事業の開拓と育成が必要と考えております。そのためには社内リソースの活用だけでなく、外部リソースを活用することも重要と考えており、事業提携やM&A等のあらゆる可能性を検討してまいります。

③ 内部管理体制の強化

当社グループが今後更なる業容拡大、継続的成長をするためには、リスク管理体制の強化と、確固たる内部管理体制構築を通じた業務の標準化及び効率化の徹底が重要であると考えております。当社グループとして、役職員のコンプライアンス意識の向上、当社連結子会社並びに各事業の取引態様に即した内部管理体制を構築するなど、内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第43期 (2019年6月期)	第44期 (2020年6月期)	第45期 (2021年6月期)	第46期 (2022年6月期)
売 上 高	6,410,990 千円	5,827,437 千円	6,216,577 千円	7,705,619 千円
経 常 利 益	639,834 千円	754,598 千円	1,320,014 千円	2,349,708 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,012,630 千円	377,223 千円	956,803 千円	1,584,198 千円
1株当たり当期純利益	90.33 円	33.65 円	85.14 円	133.40 円
総 資 産	11,326,625 千円	11,570,092 千円	13,506,420 千円	15,288,077 千円
純 資 産	8,633,649 千円	8,982,478 千円	10,679,327 千円	12,147,209 千円
1株当たり純資産額	770.17 円	801.29 円	901.02 円	1,013.73 円

- (注) 1. 当社では、第45期より連結計算書類を作成しております。なお、第43期及び第44期につきましては「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて連結財務諸表を作成しておりますので、参考までに当該数値を記載しております。
2. 2020年5月23日付けで普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。第43期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社サイシード	80,000 千円	100.0 %	ITセグメント その他
全研ケア株式会社	50,000 千円	100.0 %	その他

(注) 全研ケア株式会社は、2022年4月1日に設立しております。

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
ITセグメント	<ul style="list-style-type: none"> ・WEBの集客メディアのコンサルティング・制作・編集・運用までをワンストップで提供するコンテンツマーケティング事業 ・美容業界に特化した求人メディア「美プロ」の運営や、インドの学生と日本企業をマッチングする海外IT人材事業等のメディア事業 ・AIを用いたチャットボット「sAI Chat」や、ユーザーの入力した自然文（≒話し言葉）を適切に捉え最適な回答を提示する「sAI Search」等を提供するAI事業
語学セグメント	<ul style="list-style-type: none"> ・企業向け講師派遣事業や中学・高校向けオンライン英会話事業を提供する法人向け語学研修事業 ・アメリカの大学への正規留学を主軸に、海外の大学の学位取得目的、海外の高校の卒業等を目的とする留学斡旋事業 ・日本語学校を運営する日本語教育事業
不動産セグメント	<ul style="list-style-type: none"> ・当社が所有するオフィス用ビル「全研プラザ」及び「Zenken Plaza II」の賃貸

(8) 主要な営業所（2022年6月30日現在）

本社	東京都新宿区	
オフィス	リンゲージ事業本部名古屋オフィス	(愛知県名古屋市)
	リンゲージ事業本部大阪オフィス	(大阪府大阪市)
	eマーケティング事業本部沖縄オフィス	(沖縄県那覇市)

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
468名	25名増

(注) 上記の人数には臨時従業員の人数を含みません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	671,024 千円
株式会社三菱UFJ銀行	180,000 千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 44,840,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,982,700株
- (3) 株主数 3,895名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
吉 澤 信 男	5,660,000 株	47.23 %
林 順 之 亮	1,388,900	11.59
松 島 征 吾	298,300	2.48
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	228,600	1.90
本 村 建	136,600	1.13
山 下 良 久	125,500	1.04
松 尾 陽 二	112,100	0.93
保 科 衛	112,100	0.93
小 室 博 人	112,100	0.93
鷺 谷 将 樹	110,800	0.92

(注) 自己株式は保有しておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	林 順之亮	
取 締 役	鷲 谷 将 樹	管理本部長
取 締 役	松 島 征 吾	eマーケティング事業本部長
取 締 役	上 奥 由 和	リンゲージ事業本部長 全研ケア株式会社 代表取締役
取 締 役	松 尾 陽 二	株式会社サイシード 代表取締役
取 締 役	増 淵 勇 一 郎	AZX総合法律事務所 パートナー弁護士
常 勤 監 査 役	保 科 衛	
監 査 役	前 川 健 嗣	税理士法人未来会計社 代表社員 前川健嗣公認会計士事務所 所長
監 査 役	佐 藤 孝 幸	佐藤経営法律事務所 代表弁護士 AI inside株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社フィル・カンパニー 社外取締役 株式会社TORICO 社外監査役

- (注) 1. 増淵勇一郎氏は社外取締役であります。
2. 前川健嗣氏及び佐藤孝幸氏は社外監査役であります。
3. 監査役保科衛氏は、金融機関における長年の経験があるとともに、当社の管理本部長を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役前川健嗣氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役佐藤孝幸氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通し、米国公認会計士としての実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役増淵勇一郎氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
5. 監査役前川健嗣氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
6. 監査役佐藤孝幸氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
7. 取締役増淵勇一郎氏及び監査役前川健嗣氏並びに監査役佐藤孝幸氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、全ての取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその地位に基づく職務の遂行に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害について填補の対象とするものであります。但し、被保険者の故意による背信行為、犯罪行為若しくは詐欺行為又は故意による法令違反の場合等、保険契約に定められた免責事由に該当する損害は填補の対象となりません。当該保険契約の保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2019年9月30日開催の第43回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は6名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2017年9月28日開催の第41回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、株主総会において定められた報酬限度額の範囲内で取締役会の決議に基づき代表取締役社長の林順之亮に一任し、代表取締役社長の林順之亮は、各役員の職務の内容、実績・成果などを勘案して個人別の取締役報酬の具体的な支給額、支給時期等を決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからです。なお、管理部門を管掌する取締役が報酬原案を作成する等、委任された権限が適切に行使されるための措置を講じております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	81,150 (3,600)	81,150 (3,600)	—	—	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	11,280 (4,200)	11,280 (4,200)	—	—	3 (2)

(注) 当事業年度末の取締役の人数は、6名であります。上記の取締役の支給員数には、無報酬の取締役1名を除いております。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況並びに 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	増 淵 勇一郎	当期開催の取締役会20回全てに出席しました。弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っています。 弁護士としての豊富な経験・識見を活かし、取締役会において専門的見地から提言を行い、経営の監督に適切な役割を果たし、期待に応えております。
監査役	前 川 健 嗣	当期開催の取締役会20回全てに出席しました。公認会計士・税理士としての専門的見地から適宜発言を行っています。 同様に、当期開催の監査役会には、13回全てに出席しました。 監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	佐 藤 孝 幸	当期開催の取締役会20回全てに出席しました。弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っています。 同様に、当期開催の監査役会には、13回全てに出席しました。 監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額	
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,000	千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,000	千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人から説明を受けた会計監査計画の内容、前年度の監査実績と監査報酬、会計監査人の監査の遂行状況及び報酬の前提となる見積りの算出根拠などを精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、経営上重要な課題である取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備するため、「内部統制システムの整備に関する基本方針」について取締役会で決定し、厳格な運用を行うものとし、なお、本方針は当社の全役職員に適用されるものとし、

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、法令を遵守し、社会規範に沿った事業活動を行うことを念頭に、企業理念や行動指針を定め、業務を適正に遂行するためにリスク・コンプライアンス規程等の社内規程の整備を実施し、周知徹底を図ります。
 - ・前項のコンプライアンス体制の継続的な強化のため、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、必要な場合は社外専門家も含めた体制で関連制度の整備、見直しを行います。
 - ・内部監査室を設置し、コンプライアンスの状況について内部監査を行い代表取締役社長に報告します。
 - ・監査役は、取締役の職務執行、内部統制システムの整備・運用状況等を、独立した立場で監査します。
 - ・社内及び外部の法律事務所を窓口とする内部通報窓口を設置することにより、不正行為について情報を迅速に把握し、対処することとします。
 - ・反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等と連携し、毅然とした態度で組織的な対応を行うため、反社会的勢力対応規程を制定し、周知徹底を行っております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会議事録を始めとする重要な文書及び情報等を、法令及び「文書保管管理規程」等の社内規程に従って適切に保存・管理します。取締役及び監査役は必要に応じこれらの書類を閲覧することとしております。
- ③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - ・環境、災害、情報等、事業運営上の様々なリスクを把握し未然に防止するため、リスク・コンプライアンス規程を定め、リスク・コンプライアンス委員会を設置しておりま

す。リスク・コンプライアンス委員会ではリスクの洗い出し、未然防止策を構築するとともに、リスクが表面化した際の迅速な対応、再発防止も含めリスクを総括的かつ個別的に管理します。情報セキュリティについては、関連規程を整備し、取締役及び従業員に対し、情報の取扱い・漏洩防止について周知徹底しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 当社は、毎月開催される取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し戦略決定、重要な業務執行の決定等を行うとともに、取締役の職務執行を監督します。業務の執行については、社内規程を定めることにより組織、業務分掌、職務権限等を明確にし、権限の範囲内で迅速かつ適切な意思決定、職務執行を行うことにより、職務の効率的な執行体制を確保します。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社は、子会社を統括する主管部署を定め、独立性を尊重しつつ連結会社経営に関する社内諸規程に従い経営管理及び指導にあたり、原則として取締役や監査役を派遣して業務の適正を確保します。
- ・ 子会社における経営上の重要事項に関しては、当社へ報告させるとともに、当社の事前承認を要する事項について取り決めして効率的な体制を構築します。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 当社は、財務報告の信頼性確保のため、代表取締役社長の指揮のもと、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な場合は是正を行うとともに、金融商品取引法及び関連法令との適合性を確保します。

⑦ 監査役の補助従業員に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 当社は、監査役の求めにより監査役の職務補助に専従する従業員を配置するものとし、当該従業員は専属として監査役の指揮・命令に従うものとし、人事（評価・異動等）については監査役の同意を得るものとし、当社は、従業員を含む監査役の執行費用（設備・施設含む）について予算を策定します。

- ⑧ 取締役及び従業員による監査役への報告体制等
- ・ 監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができます。
 - ・ 当社及び子会社の取締役及びその他の役職者は、当社及び子会社の業務執行及び事業運営上に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項、又は決定の内容及び結果について監査役に報告するものとします。重要事項には、内部統制システムに関する事項も含まれます。
 - ・ 当社及び子会社の役職員は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実があることを発見したときは、遅滞なく監査役に報告するものとします。また、報告を行ったことを理由として、その報告者に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の役職員に周知徹底することとします。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、代表取締役社長、会計監査人と定期的な意見交換を行うと同時に、内部監査室と緊密に連携して業務を執行することとします。
 - ・ 代表取締役社長との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び監査業務の品質向上を図ります。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・ 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備します。
- ⑪ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ・ 取締役会（20回開催）を開催し、法令で定められた事項や各規程に基づく付議事項の審議、決議及び報告を行っております。また、監査役会（13回開催）は、監査方針や監査計画などを決定するほか、取締役の職務執行や法令順守について監査等を行っております。
 - ・ リスク・コンプライアンス委員会を開催し、内在するリスクの把握や顕在化する蓋然性等を議論するなど、法令違反や不正行為等の早期発見や未然防止に努めております。また、役員や使用人に対するコンプライアンスの理解を深めるため、リスク・コンプライアンス研修等を行っております。

- ・ 関係会社管理規程に基づき子会社の経営管理体制を統括し、子会社の経営状況を当社役員に共有しています。また、内部監査室は、子会社に対する監査を実施しています。
- ・ 監査役は、内部監査室から定期的に報告を受けるとともに、必要に応じて指示を出すなど組織的監査により内部統制システムが有効に運用されているか厳正にチェックしております。また、四半期に一度、監査法人より報告を受けています。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要事項の一つと認識しており、配当については、事業環境の変化や将来の事業展開に備えて内部留保の充実を図りつつ、今後の収益状況の見通しなどを総合的に勘案して決定することを基本方針としております。

当社は、2022年6月期の連結業績につきまして、売上高及び各利益ともに過去最高額を達成しております。

つきましては、上記基本方針と業績、財政状態等を総合的に勘案した結果、2022年6月期の期末配当において、1株につき普通配当15円と5円の特別配当を加えて1株当たり20円とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,802,281	流動負債	2,142,189
現金及び預金	6,071,533	未払金	438,443
売掛金	434,298	短期借入金	100,000
棚卸資産	56,768	1年以内返済予定の長期借入金	148,488
その他の	239,681	未払費用	69,618
		前受金	592,907
固定資産	8,485,795	未払法人税等	656,916
有形固定資産	7,377,885	賞与引当金	79,312
建物及び構築物	2,798,109	その他の	56,502
減価償却累計額	△1,463,926		
建物及び構築物(純額)	1,334,182	固定負債	998,678
工具、器具及び備品	63,969	長期借入金	702,536
減価償却累計額	△46,095	長期預り敷	289,526
工具、器具及び備品(純額)	17,873	その他の	6,616
土地	6,019,746		
リース資産	46,841		
減価償却累計額	△40,759		
リース資産(純額)	6,082	負債合計	3,140,867
その他の	20,666	(純資産の部)	
減価償却累計額	△20,666	株主資本	12,129,878
その他の(純額)	0	資本金	432,276
		資本剰余金	616,246
無形固定資産	633,075	利益剰余金	11,081,354
借地権	602,194	その他の包括利益累計額	17,331
その他の	30,881	その他有価証券評価差額金	17,331
投資その他の資産	474,833		
投資有価証券	82,943		
繰延税金資産	138,941		
敷金の	183,375		
その他の	135,611		
貸倒引当金	△66,037	純資産合計	12,147,209
資産合計	15,288,077	負債・純資産合計	15,288,077

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,705,619
売上原価	2,738,055
売上総利益	4,967,563
販売費及び一般管理費	2,626,392
営業利益	2,341,171
営業外収益	
受取手数料	4,830
受取利息及び配当金	2,703
助成金収入	3,582
貸倒引当金戻入額	4,051
その他	377
	15,545
営業外費用	
支払利息	4,163
為替差損	2,840
その他	4
	7,008
経常利益	2,349,708
特別損失	
固定資産除売却損	341
事業譲渡損	7,191
	7,532
税金等調整前当期純利益	2,342,176
法人税、住民税及び事業税	804,275
法人税等調整額	△46,297
	757,978
当期純利益	1,584,198
親会社株主に帰属する当期純利益	1,584,198

連結株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当 期 首 残 高	429,540	613,510	9,617,680	10,660,731
会計方針の変更による累積的影響額			△1,999	△1,999
会計方針の変更を反映した当期首残高	429,540	613,510	9,615,680	10,658,731
当 期 変 動 額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	2,736	2,736		5,472
剰 余 金 の 配 当			△118,524	△118,524
親会社株主に帰属する当期純利益			1,584,198	1,584,198
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	2,736	2,736	1,465,674	1,471,146
当 期 末 残 高	432,276	616,246	11,081,354	12,129,878

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	そ の 他 包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	18,595	18,595	10,679,327
会計方針の変更による累積的影響額			△1,999
会計方針の変更を反映した当期首残高	18,595	18,595	10,677,327
当 期 変 動 額			
新株の発行 (新株予約権の行使)			5,472
剰 余 金 の 配 当			△118,524
親会社株主に帰属する当期純利益			1,584,198
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△1,264	△1,264	△1,264
当 期 変 動 額 合 計	△1,264	△1,264	1,469,881
当 期 末 残 高	17,331	17,331	12,147,209

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,135,239	流動負債	1,475,847
現金及び預金	4,481,223	未払金	254,202
売掛金	288,010	短期借入金	100,000
棚卸資産	50,705	1年以内返済予定の長期借入金	148,488
前払費用	65,916	リース債務	11,526
関係会社短期貸付金	103,956	未払費用	65,833
その他	145,427	未払法人税等	242,452
固定資産	8,735,373	前受金	551,064
有形固定資産	7,375,126	預り金	41,062
建物及び構築物	2,797,621	賞与引当金	60,013
減価償却累計額	△1,463,861	その他	1,203
建物及び構築物(純額)	1,333,760	固定負債	1,026,078
工具、器具及び備品	57,199	長期借入金	702,536
減価償却累計額	△41,663	リース債務	3,474
工具、器具及び備品(純額)	15,536	長期預り敷金	316,926
土地	6,019,746	その他	3,142
リース資産	46,841		
減価償却累計額	△40,759	負債合計	2,501,925
リース資産(純額)	6,082	(純資産の部)	
その他	20,666	株主資本	11,351,355
減価償却累計額	△20,666	資本金	432,276
その他(純額)	0	資本剰余金	616,246
無形固定資産	633,075	資本準備金	376,226
借地権	602,194	その他資本剰余金	240,019
ソフトウェア	23,669	利益剰余金	10,302,832
その他	7,212	利益準備金	14,012
投資その他の資産	727,171	その他利益剰余金	10,288,820
投資有価証券	50,107	繰越利益剰余金	10,288,820
関係会社株式	100,000	評価・換算差額等	17,331
関係会社出資金	32,836	その他有価証券評価差額金	17,331
関係会社長期貸付金	303,126		
繰延税金資産	78,635	純資産合計	11,368,687
敷金	187,486	負債・純資産合計	13,870,612
その他	41,016		
貸倒引当金	△66,037		
資産合計	13,870,612		

損益計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,679,324
売上原価		2,404,082
売上総利益		3,275,241
販売費及び一般管理費		2,041,593
営業利益		1,233,648
営業外収益		
受取手数料	4,830	
受取利息及び配当金	6,836	
助成金収入	3,582	
貸倒引当金戻入額	4,051	
その他	377	19,678
営業外費用		
支払利息	4,163	
為替差損	2,837	7,000
経常利益		1,246,326
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	2,810	2,810
特別損失		
固定資産除売却損	341	
事業譲渡損	7,191	7,532
税引前当期純利益		1,241,603
法人税、住民税及び事業税	373,413	
法人税等調整額	3,923	377,337
当期純利益		864,266

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	429,540	373,490	240,019	613,510
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	429,540	373,490	240,019	613,510
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	2,736	2,736		2,736
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	2,736	2,736	-	2,736
当期末残高	432,276	376,226	240,019	616,246

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	14,012	9,545,077	9,559,090	10,602,140	18,595	18,595	10,620,736
会計方針の変更による累積的影響額		△1,999	△1,999	△1,999			△1,999
会計方針の変更を反映した当期首残高	14,012	9,543,077	9,557,090	10,600,141	18,595	18,595	10,618,737
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）				5,472			5,472
剰余金の配当		△118,524	△118,524	△118,524			△118,524
当期純利益		864,266	864,266	864,266			864,266
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					△1,264	△1,264	△1,264
当期変動額合計	-	745,742	745,742	751,214	△1,264	△1,264	749,950
当期末残高	14,012	10,288,820	10,302,832	11,351,355	17,331	17,331	11,368,687

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月18日

全研本社株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 聡
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 須山 誠一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、全研本社株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、全研本社株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにあ

る。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月18日

全研本社株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 聡
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須山 誠一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、全研本社株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月18日

全研本社株式会社	監査役会		
常勤監査役	保科衛	Ⓢ	
社外監査役	前川健嗣	Ⓢ	
社外監査役	佐藤孝幸	Ⓢ	

以上

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

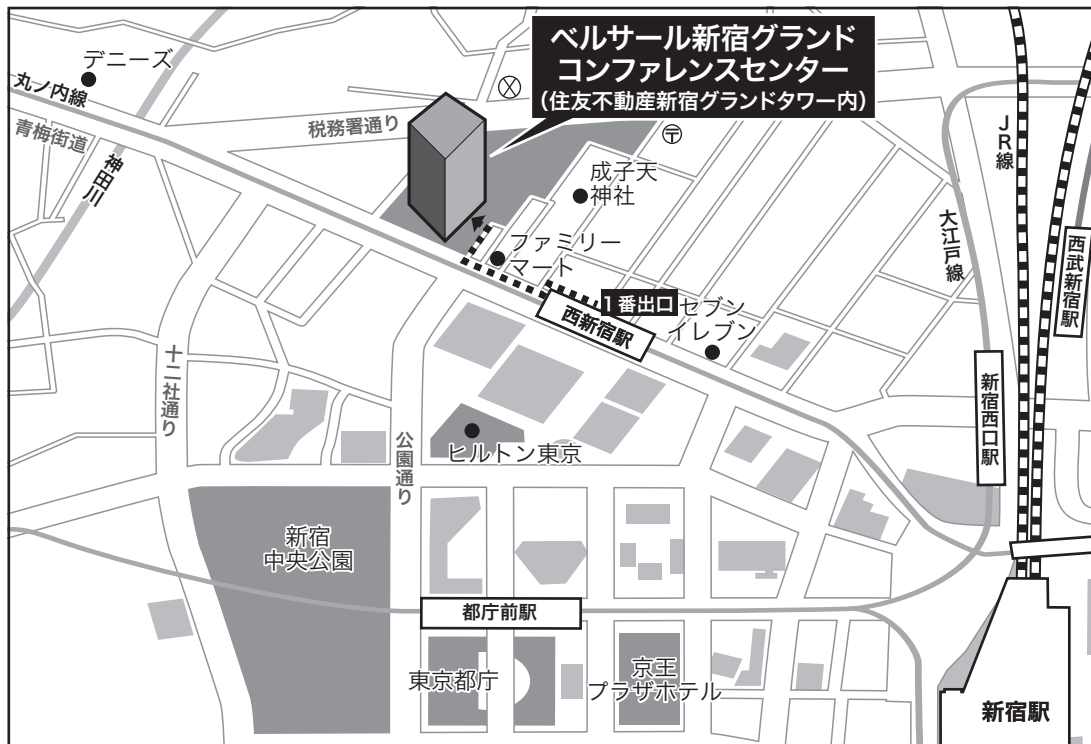
会場

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

住友不動産新宿グランドタワー5階

ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター ルームA・B

TEL 03-3346-1396



交通のご案内

- | | | |
|----------|-----------|-------|
| ● M 丸ノ内線 | 西新宿駅 1番出口 | 徒歩3分 |
| ● E 大江戸線 | 都庁前駅 A5出口 | 徒歩8分 |
| ● JR線他 | 新宿駅 西口 | 徒歩20分 |

● お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。